

令和6年度の健康保険組合への実地指導監査の結果について

1 実施状況

令和6年度の実地指導監査（以下「監査」という。）については、厚生労働省保険局保険課長通知の実施方針に基づき実施した。

・総合監査 2組合 ・経理監査 1組合

2 監査結果

監査を行った組合に対し、改善又は整備が必要な事項について早急に改善等を図り、その結果を報告するよう求めた。主な指摘事項については、別紙のとおり。

3 監査を踏まえた取り組み

令和6年度において、以下の取り組みを行った。

- （1）監査を行った組合に対し、改善措置状況の報告を文書で求め、今後、同様の指摘事項が生じないよう徹底を図った。
- （2）組合が行う自己点検及び監事監査の際は、指摘事項に留意し、業務の改善を行うよう要請した。
- （3）前年度の監査の実施結果をホームページに掲載し、注意喚起を図った。
- （4）事故の発生を未然に防ぐ観点から、監査時に監事との面談を実施した。

令和 6 年度 健康保険組合実地指導監査結果 （主な指摘事項）

区分	指摘事項
事務処理	健康保険組合同規約の変更に係る公告がされていないため、健康保険法施行令第 3 条第 2 項に基づき公告すること。
適用・給付	資格取得届については、健康保険法施行規則第24条に基づき、事実発生後に提出するよう事業所に周知すること。
	保険給付に係る支給決定通知について、健康保険法第22条に基づき、理事長名で作成すること。
経 理	法定帳簿（歳入簿、歳出簿、現金出納簿）については、昭和 61 年 11 月 28 日付け保険発第 104 号「健康保険組合における経理事務を電子計算機を利用して処理する場合の取扱いについて」に基づき、差し替えができないよう編綴すること。
	前金払いを行った場合は、平成19年 2 月 1 日付け保発第0201001号「健康保険組合における会計及び財産管理事務の取扱いについて」に基づき、前金払整理簿を備え、その状況を明らかにしておくこと。
個人情報	システム等運用管理規程に基づき、データ保護管理者は情報システム及びデータ取扱担当者を任命すること。